

米国品目(貨物/ソフトウェア/技術)の輸出/再輸出に適用可能な License Exceptions(2012年7月2日現在)

注1) 米国暗号品目の取引については、別資料「米国暗号品目に適用可能な License Exception」を参照のこと。

注2) 実際に取引案件に適用する際にはそれぞれのEAR参照箇所を必ず確認のこと。

1. CCLに基づく License Exception: LVS、GBS、CIV、TSR

License Exception 及びEAR参照箇所	適用可能条件		
	品目	仕向地	その他
LVS <u>§ 740. 3</u>	CCLで、LVS-Yesと記載されている貨物	Country Group B のみ	CCLで、LVS-Yesの後に規定されている価額以下であること。(日本の「少額特例」に当たる)
GBS <u>§ 740. 4</u>	CCLでNS理由により規制されている貨物のうち、GBS-Yesと記載されているもの	Country Group B のみ	-
CIV <u>§ 740. 5</u>	CCLでNS理由により規制されている貨物/技術のうち、CIV-Yesと記載されているもの	Country Group D:1 のみ (北朝鮮を除く)	エンド・ユーザー及びエンド・ユースが民間のものであること (軍事関連でないこと)。
TSR <u>§ 740. 6</u>	CCLでNS理由により規制されているソフトウェア/技術のうち、TSR-Yesと記載されているもの	Country Group B のみ	再輸出する前に、ソフトウェア/技術の輸入者から、BISが定める内容の誓約書を取得すること。

2. 特定の用途に用いられるソフトウェア/技術に適用される License Exception: TSU

License Exception 及びEAR参照箇所	適用可能条件		
	品目	仕向地	その他
TSU <u>§ 740. 13</u>	(a) 使用に係る技術及びソフトウェア 合法的に輸出/再輸出された貨物又はソフトウェアの設置、操作、保守(点検)、修理のために必要最小限のソフトウェア(オブジェクト・コードに限る)/技術	輸出/再輸出される製品と同じ仕向地	-
	(b) 販売に係る技術 通常の営業活動において開示されるデータ (設計、製造、複製に関わる技術を除く)	全地域	「営業活動」: 販売、リース等のための見積り、入札、オファー等を言う。
	(c) ソフトウェアのアップデート すでに合法的に輸出/再輸出されたソフトウェアのエラー(バグ)修正用ソフトウェア ・ただし、元のソフトウェアの機能を強化させるものでないこと。	元のソフトウェアの輸出/再輸出時と同じ仕向地	元のソフトウェアの輸出/再輸出時と同じ荷受け人向けであること。
	(d) マス・マーケット・ソフトウェア (暗号ソフトウェアを除く)	カンтриーグループ E:1 国を除く 全地域	「マス・マーケット・ソフトウェア」: 大衆が一般的に入手可能なソフトウェアであって、販売店が在庫し、購入に関して制限を受けずに店頭、郵便、電話セールスによって販売され、使用に際して供給者や販売店の技術支援が不要であるように設計されたもの。(日本の「一般市販特例」に当たる)

3. 一時的な輸出入に関する License Exception: TMP

License Exception & EAR参照箇所	適用可能条件									
<p>TMP <u>§ 740. 9(a)</u> (一時的な輸出)</p>	<p>(a) 国外で一時的に使用され、輸出日より1年以内に元の国へ返送される貨物/ソフトウェアであって、次の用途に当てはまる場合に適用できる。</p> <table border="1" data-bbox="470 255 2031 715"> <tr> <td data-bbox="470 255 1713 391"> (i) 国外で輸出者又は輸出者の従業員自身が使用するための職業用具(貨物/ソフトウェア/技術)。 ・職業用具には、品目の製作依頼やサービスに必要なものを含む。 ・通常必要と考えられる範囲の種類及び数量であること。 ・輸出先で、輸出者又は輸出者の従業員の有効な管理のもとに置かなければならない。 </td> <td data-bbox="1713 255 2031 391"> キューバ及びスーダンを除く全地域 スーダンは一部適用可 § 740.9(a)(2)(i)(B)参照 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 391 1713 518"> (ii) 交換部品から構成されるキット ・輸出先で輸出者又は輸出者の従業員の有効な管理のもとにとどめられていること。 ・交換済みの部品を含めたキット全体を元の国へ返送されること。 ・部品の1対1の交換の場合は、§ 740.10 に規定されている License Exception RPLを適用のこと。 </td> <td data-bbox="1713 391 2031 518"> キューバを除く全地域 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 518 1713 646"> (iii) 国外での展示会/デモンストレーション用の貨物/ソフトウェア ・売却や譲渡を行わないこと。 ・輸出者、輸出者の従業員又は輸出者が指定した営業担当者が輸出先で適切な管理を行うこと。 ・BIS の許可がなければ、1つのサイトで120日を超えて展示/デモンストレーションすることはできない。 </td> <td data-bbox="1713 518 2031 646"> カントリーグループ E:1 国を除く全地域 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 646 1713 715"> (iv) 国外で点検、試験、較正、修理される貨物 </td> <td data-bbox="1713 646 2031 715"> キューバ、スーダン、シリアを除く全地域 </td> </tr> </table>		(i) 国外で輸出者又は輸出者の従業員自身が使用するための職業用具(貨物/ソフトウェア/技術)。 ・職業用具には、品目の製作依頼やサービスに必要なものを含む。 ・通常必要と考えられる範囲の種類及び数量であること。 ・輸出先で、輸出者又は輸出者の従業員の有効な管理のもとに置かなければならない。	キューバ及びスーダンを除く全地域 スーダンは一部適用可 § 740.9(a)(2)(i)(B)参照	(ii) 交換部品から構成されるキット ・輸出先で輸出者又は輸出者の従業員の有効な管理のもとにとどめられていること。 ・交換済みの部品を含めたキット全体を元の国へ返送されること。 ・部品の1対1の交換の場合は、§ 740.10 に規定されている License Exception RPLを適用のこと。	キューバを除く全地域	(iii) 国外での展示会/デモンストレーション用の貨物/ソフトウェア ・売却や譲渡を行わないこと。 ・輸出者、輸出者の従業員又は輸出者が指定した営業担当者が輸出先で適切な管理を行うこと。 ・BIS の許可がなければ、1つのサイトで120日を超えて展示/デモンストレーションすることはできない。	カントリーグループ E:1 国を除く全地域	(iv) 国外で点検、試験、較正、修理される貨物	キューバ、スーダン、シリアを除く全地域
(i) 国外で輸出者又は輸出者の従業員自身が使用するための職業用具(貨物/ソフトウェア/技術)。 ・職業用具には、品目の製作依頼やサービスに必要なものを含む。 ・通常必要と考えられる範囲の種類及び数量であること。 ・輸出先で、輸出者又は輸出者の従業員の有効な管理のもとに置かなければならない。	キューバ及びスーダンを除く全地域 スーダンは一部適用可 § 740.9(a)(2)(i)(B)参照									
(ii) 交換部品から構成されるキット ・輸出先で輸出者又は輸出者の従業員の有効な管理のもとにとどめられていること。 ・交換済みの部品を含めたキット全体を元の国へ返送されること。 ・部品の1対1の交換の場合は、§ 740.10 に規定されている License Exception RPLを適用のこと。	キューバを除く全地域									
(iii) 国外での展示会/デモンストレーション用の貨物/ソフトウェア ・売却や譲渡を行わないこと。 ・輸出者、輸出者の従業員又は輸出者が指定した営業担当者が輸出先で適切な管理を行うこと。 ・BIS の許可がなければ、1つのサイトで120日を超えて展示/デモンストレーションすることはできない。	カントリーグループ E:1 国を除く全地域									
(iv) 国外で点検、試験、較正、修理される貨物	キューバ、スーダン、シリアを除く全地域									
<p><u>§ 740. 9(b)</u></p>	<p>(b) 米国に一時的に輸入された米国外品目を米国から再輸出する場合に適用できる。</p> <table border="1" data-bbox="470 750 2031 1173"> <tr> <td data-bbox="470 750 1713 877"> (1) 米国をトランジットする場合 ただし、適用除外地域(キューバ及びスーダン)に加えて、NS 規制品目のカントリー・グループ D:1 向け/ NP 規制品目のカントリー・グループ D:2 向け/ CB 規制品目のカントリー・グループ D:3 向け/ MT 規制品目のカントリー・グループ D:4 向けのトランジットには適用できない。 </td> <td data-bbox="1713 750 2031 877"> キューバ及びスーダンを除く全地域 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 877 1713 1077"> (2) 米国での展示会/見本市に出展のために一時的に輸入された後、元の国へ返送される場合 ただし、 ・米国への輸入は保税展示扱いによって行われ、保税条件に従って元の国へ返送すること。 ・適用除外地域(キューバ及びスーダン)に加えて、NS 規制品目のカントリー・グループ D:1 向け/ NP 規制品目のカントリー・グループ D:2 向け/ CB 規制品目のカントリー・グループ D:3 向け/ MT 規制品目のカントリー・グループ D:4 向けの返送には適用できない。 </td> <td data-bbox="1713 877 2031 1077"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1077 1713 1141"> (3) 不要品であったために返送する場合 米国内にある間に特性や性能が変更されていないこと。 </td> <td data-bbox="1713 1077 2031 1141"> キューバを除く全地域 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1141 1713 1173"> (4) 米国税関等の米国政府機関(財務省国外資産管理局を除く)が通関を拒否し、元の国へ返送する場合 </td> <td data-bbox="1713 1141 2031 1173"></td> </tr> </table>		(1) 米国をトランジットする場合 ただし、適用除外地域(キューバ及びスーダン)に加えて、NS 規制品目のカントリー・グループ D:1 向け/ NP 規制品目のカントリー・グループ D:2 向け/ CB 規制品目のカントリー・グループ D:3 向け/ MT 規制品目のカントリー・グループ D:4 向けのトランジットには適用できない。	キューバ及びスーダンを除く全地域	(2) 米国での展示会/見本市に出展のために一時的に輸入された後、元の国へ返送される場合 ただし、 ・米国への輸入は保税展示扱いによって行われ、保税条件に従って元の国へ返送すること。 ・適用除外地域(キューバ及びスーダン)に加えて、NS 規制品目のカントリー・グループ D:1 向け/ NP 規制品目のカントリー・グループ D:2 向け/ CB 規制品目のカントリー・グループ D:3 向け/ MT 規制品目のカントリー・グループ D:4 向けの返送には適用できない。		(3) 不要品であったために返送する場合 米国内にある間に特性や性能が変更されていないこと。	キューバを除く全地域	(4) 米国税関等の米国政府機関(財務省国外資産管理局を除く)が通関を拒否し、元の国へ返送する場合	
(1) 米国をトランジットする場合 ただし、適用除外地域(キューバ及びスーダン)に加えて、NS 規制品目のカントリー・グループ D:1 向け/ NP 規制品目のカントリー・グループ D:2 向け/ CB 規制品目のカントリー・グループ D:3 向け/ MT 規制品目のカントリー・グループ D:4 向けのトランジットには適用できない。	キューバ及びスーダンを除く全地域									
(2) 米国での展示会/見本市に出展のために一時的に輸入された後、元の国へ返送される場合 ただし、 ・米国への輸入は保税展示扱いによって行われ、保税条件に従って元の国へ返送すること。 ・適用除外地域(キューバ及びスーダン)に加えて、NS 規制品目のカントリー・グループ D:1 向け/ NP 規制品目のカントリー・グループ D:2 向け/ CB 規制品目のカントリー・グループ D:3 向け/ MT 規制品目のカントリー・グループ D:4 向けの返送には適用できない。										
(3) 不要品であったために返送する場合 米国内にある間に特性や性能が変更されていないこと。	キューバを除く全地域									
(4) 米国税関等の米国政府機関(財務省国外資産管理局を除く)が通関を拒否し、元の国へ返送する場合										
<p><u>§ 740. 9(c)</u></p>	<p>(c) 次の全ての条件を満たす Beta test software を輸出/再輸出する場合に適用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・beta testing の終了後は一般市場で販売するもの(マス・マーケット製品)であること。 ・testing を行う荷受け人に対して無償か、複製及び流通のコストを超えない価格で提供されること。 ・供給者の実質的なサポートなしでインストールできるよう設計されていること。 ・輸出者/再輸出者は testing を行う荷受け人から事前に下記内容の誓約書を取得すること。 「beta test software は beta testing の目的にのみ使用し、他に販売・貸出し・譲渡したり、使用許可を与えたりしません。また、beta test software の直接製品を輸出したり提供したりしません。」 ・誓約書を提出する荷受け人のみが testing を行うこと。 ・ソフトウェアは testing の終了後30日以内に現地で破壊されるか元の輸出者に返送されること。 									

注: ECGN 5D002 については、別資料「暗号品目に適用可能な許可例外一覧表」を参照のこと。

4. 部品等の交換に関する License Exception: RPL

License Exception &EAR参照箇所	適用可能条件		
	品目	仕向地	その他
RPL § 740. 10(a)	(a) 1対1交換用の部品 すでに合法的に輸出／再輸出された貨物(米国部品を組み込んだ米国外製造貨物を含む)を修理するために必要な交換部品(原則として1対1交換)。 ・元の貨物の特性を変更したり性能を向上させる部品は交換部品ではない。 ・部品にはサブアセンブリーも含む。 サブアセンブリーとは、ある製品の機能を実現させるために多くの部品を集めて組み立てたもの、例えば、プリント回路基板などを言う。 ・部品には検査用機器及び稼働用の貯蔵品は含まない。	全地域 (ただし、一部適用除外地域について、右欄の「適用できないケース」③を参照。)	・欠陥や消耗による修理も含む。 ・交換部品の輸出／再輸出は元の貨物の輸出取引の当事者が行うこと。 ・交換した部品は、その国で破壊されるか、米国又は交換部品の供給者(カントリー・グループ B に所在の場合に限る)に返送されること。 ・適用できないケース ①元の貨物の輸出時に、交換部品の再輸出には License を要する旨の条件が付されている場合 ②将来的な使用の予備パーツとして在庫しておくための再輸出には適用できない。 ③大量破壊兵器関連の開発等に関連する機器の交換部品である場合は、EAR § 744 Supplement No. 3 に掲載された国(本資料の最終ページ参照)以外の国向けには適用できない。 ④修理される貨物が航空機またはNS規制貨物である場合は、カントリー・グループ E:1 国向けには適用できない。
RPL § 740. 10(b)	(b) サービス及び交換用の貨物／ソフトウェア (2) サービスのために米国又は外国の当事者に送付された貨物及びソフトウェア ・元の貨物／ソフトウェアの特性を変更したり性能を向上させるものではないこと。	カントリー・グループ E:1 国を除く全地域	・カントリー・グループ D:1(中国を除く)の荷受人に合法的に輸出／再輸出された貨物／ソフトウェアのサービスのため米国又は外国の当事者に送付されたものの適用条件 ①輸出者が最初の輸出許可証が発行されたのと同じのものであること。 ②輸出許可申請書に記載のサービスされる貨物／ソフトウェアの最終用途及び最終需要者並びにその他の取引事項が変更されていないこと。
	(3) 欠陥があるか受け取ることができない米国原産装置の交換 ・合法的に輸出／再輸出されたものでなければならない。 ・通常の使用により消耗した貨物／ソフトウェアの交換や将来的な使用の予備として在庫しておくための再輸出には適用できない。 ・元の貨物／ソフトウェアの性能を向上させるものではないこと。 ・カントリー・グループ E:1 国のいずれかの国籍を持つ者によって所有・管理・リースされている貨物／ソフトウェアを交換する場合はカントリー・グループ E:1 国以外向けであっても適用できない。	カントリー・グループ E:1 国を除く全地域	カントリー・グループ B 又はカントリー・グループ D:1 への交換品の輸出又は再輸出に適用される条件 ・交換用の貨物／ソフトウェアの輸出者は、本許可例外の適用条件の全てを満たし、交換後に元の貨物／ソフトウェアを適切に破壊又は返送する義務を負う。 ・カントリー・グループ D:1(中国を除く)を仕向地とする場合は、交換用の貨物／ソフトウェアの最終荷受人への出荷後、保証(warranty)期間内か 12 か月のいずれか短い期間内に交換を終了すること。 ・交換用の貨物／ソフトウェアが輸出される前に(又は輸出された後速やかに)その国で破壊されるか、米国・米国の輸出者が管理するカントリー・グループ B 内の会社・交換用貨物／ソフトウェアの供給者のいずれかに返送されること。 ・交換品の再輸出者は、交換しようとする貨物／ソフトウェアが米国法に従って元の設置場所に出荷に出荷されたこと、及び引き続き合法的に使用されることを確実なものとしなければならない。

5. 再輸出の場合のみ適用される License Exception: **APR**

License Exception & EAR参照箇所	適用可能条件
<p>APR <u>§ 740. 16</u></p>	<p>(a) カントリー・グループ A:1 及び協力国(フィンランド、香港、韓国、ニュージーランド、スイス、スウェーデン、オーストリア、アイルランド)からの貨物の再輸出であって、且つ、以下の条件のすべてを満たす場合に適用できる。</p> <p>(1) 再輸出を行う国の輸出管理関連法令を遵守すること。</p> <p>(2) 核関連(NP)・化学生物兵器関連(CB)・ミサイル関連(MT)・重要品目(SI)・犯罪取締り(CC)関連の貨物でないこと、かつ、ECCN 0A919 で定める軍用貨物又は ECCN 6A003.b.3 (6A002.a.2.a 若しくは a.2.b でリストされる特性を有するもの)、6A003.b.4.b、6A003.b.4.c で定めるカメラ、又は 6A002.a.2.a、a.2.b、a.2.c、a.3.b.2.b、若しくは a.3.g で記述される部分品でないこと</p> <p>(3) (i) 仕向地がカントリー・グループ B(カントリー・グループ D:2、D:3、D:4 と重複している国は除く)の場合 カントリー・グループ A:1 向けに許可を要しないレベルの NS 関連貨物に適用できる。(NS2 で規制される貨物に適用でき、NS1 で規制される貨物には適用できない)</p> <p>(ii) 仕向地がカントリー・グループ D:1(北朝鮮を除く)の場合 NS 関連貨物に適用できる。(NS1 及び NS2 で規制される貨物に適用できる)</p> <p>注意:貨物が許可例外 STA に基づいて輸出、再輸出又は国内において移転された場合、その後、許可例外 APR の(a)項は適用できない。</p>
	<p>(b) カントリー・グループ A:1 及び協力国向けの貨物の再輸出及びこれらの国の間での再輸出であって、且つ、以下の条件を満たす場合</p> <p>(1)(2) 核関連・ミサイル関連の貨物でないこと、かつ、ECCN 0A919 で定める軍用貨物又は ECCN 6A003.b.3(6A002.a.2.a 若しくは a.2.b でリストされる特性を有するもの)、6A003.b.4.b、6A003.b.4.c で定めるカメラ、又は 6A002.a.2.a、a.2.b、a.2.c、a.3.b.2.b、若しくは a.3.g で記述される部分品でないこと。</p> <p>(3) ECCN 6A003.b.3(6A002.a.2.a 若しくは a.2.b でリストされる特性を有するもの)、6A003.b.4.b、又は 6A003.b.4.c で定めるカメラのカントリー・グループ A:1 及び協力国(香港を除く)、アルバニア、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、アイスランド、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ向けの貨物の再輸出及びこれらの国の間での再輸出であって、且つ、以下の条件を満たす場合(許可例外が適用できるが、取引実績の半年毎の E-Mail での BIS への報告が義務付けられた。(§ 743.3 参照)</p> <p>(i) 当該カメラが、民生用の最終製品として使用されるために完全に梱包されていること; 又は</p> <p>(ii) 当該カメラ(素子の数が 111,000 以下のもの)について、民生用の製品に内蔵されるものであること。</p> <p>注意:貨物が許可例外 STA に基づいて輸出、再輸出又は国内において移転された場合、その後、許可例外 APR の(b)項は適用できない。</p>
	<p>(e) Reexports (return) to the United States of any item. あらゆる品目の米国への再輸出(戻し)</p> <p>注意:この(e)項は、あらゆる品目の米国への再輸出に対して許可例外が適用できると規定しているのではなく、再輸出が行われる国の政府が米国政府の公式の承認を要求している理由で、再輸出の当事者が書面による許可書を要請した場合に、米国政府がその許可書を与えることを規定しているものです。EAR 対象品目の米国への輸出は、EAR でいうところの Reexport(再輸出)には当たりません。従って、GP1～GP3 の対象外となるため、許可例外も適用されません。ただし GP4～GP10 については対象とならないか確認する必要があります。</p>
	<p>(h) 米国原産の部分品を組み込んだ米国外製品と同梱して米国原産の規制されるスペアパーツを再輸出する場合、そのスペアパーツの再輸出に適用できる。ただし、スペアパーツの価額は米国外製品価額の10%以下であること。</p>
	<p>(j) NP1で規制されている品目のカントリー・グループ A:4 向けの再輸出、A:4 間の再輸出又は A:4 からの再輸出に適用できる。ただし、以下の場合を除く。</p> <p>① NP1 且つ NS で規制される品目をカントリー・グループ A:1 以外の国からカントリー・グループ D:1 に再輸出する場合</p> <p>② カントリー・グループ E:2 又はカントリー・グループ D:2 向けの再輸出する場合</p>

6. 戦略的取引認可 License Exception Strategic Trade Authorization: STA

License Exception & EAR参照箇所	適用可能条件
<p>STA <u>§ 740. 20</u></p>	<p>(c)(1) 規制理由が、国家安全保障(NS)、生物化学兵器(CB)、核不拡散(NP)、地域の安定(RS)、犯罪規制(CC)、重要品目(SI)だけであるものは、次の国を仕向地とするものに対して認可される。 アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クアチマ、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、リビア、リトアニア、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、韓国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス</p> <p>(c)(2) 規制理由が、国家安全保障(NS)だけであるものは、次の国を仕向地とするものに対して認可される。 アルバニア、香港、インド、イスラエル、マルタ、シンガポール、南アフリカ、台湾</p>
	<p>(b)(2) 許可例外 STA に対する制限事項…以下に該当する場合、許可例外 STA は適用できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) § 744—エンドユーザ及び最終用途に基づく規制方針又は § 746—禁輸及びその他の特別規制”で輸出許可が必要な場合 (ii) ECCN 0A981、0A982、0A983、0A985 又は 0E982 で規制される品目 (iii) 暗号品目(EI)、供給不足物資(SS)、盗聴(SL)、ミサイル技術(MT)又は化学兵器(CW)理由で規制されている品目 (iv) 国務省、エネルギー省又は核規制委員会等の他の機関の専権的な輸出規制管轄権の対象であるとして CCL 上で特定されている品目 (v) カテゴリー1 の中で、§ 740.20(b)(2)(v)で指定される品目 (vi) ECCN 1C351.d.1、.2、.3、.4、.7、.8、.9、及び.10 で規制されている毒素であって、§ 740.20(b)(2)(vi)の条件に該当する場合 (vii) カテゴリー9 の中で、§ 740.20(b)(2)(vii)で指定される品目 (viii) ECCN 3A982.b に番号分類されるパッケージに実装されたマイクロ波用モノリシック集積回路(MMIC)を用いた電力増幅器 (ix) ECCN 6A002.a.2、a.3.a、a.3.b、a.3.g 若しくは.c で規制される貨物、又は 6E001 若しくは 6E002 で規制される関連する技術
	<p>(b)(1) 許可例外 STA に対する要求事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 輸出、再輸出又は国内において移転するそれぞれの品目で対象となるすべての規制理由について、許可例外 STA が適用できるか確認しなければならない。 (ii) 許可例外 STA を使用する当事者は、本節の(d)項のすべての要求事項を順守しなければならない。
	<p>(d)(1) 輸出規制分類番号の提供要求事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 輸出者は、本節に基づいて出荷される各品目の ECCN を、荷受人に提供しなければならない。 (ii) 再輸出者又は譲渡人は、本節に基づいて出荷される各品目の ECCN (輸出者又はその前の再輸出者若しくは譲渡人により提供されたもの) を、その後の荷受人に提供しなければならない。 <p>(d)(2) 荷受人による事前申告 輸出者、再輸出者及び譲渡人は、品目を出荷する前にその荷受人から書面で以下の内容の申告書を取得しなければならない。 荷受人は、出荷される品目が、許可例外 STA に基づいて出荷されることを認識しており、出荷される品目の ECCN を知らされており、許可例外 STA に基づいて出荷される品目が、その後、許可例外 APR の(a)項又は(b)項に基づいて再輸出してはならないことを理解しており、EAR で禁止されている、いかなる仕向地、用途又はユーザーにも、これらの品目を輸出、再輸出又は移転しないことに同意しており、この申告書及びこの申告の中で引用される品目に関連するすべてのその他の輸出、再輸出又は移転の記録のコピーを、§ 762.7 で示されるところにより米国政府に提供することに同意している。 輸出者、再輸出者及び譲渡人は、各出荷を特定する業務記録等の記録及び各出荷に関連する荷受人申告書を保持しなければならない。</p> <p>(d)(3) STA による出荷の荷受人への通知 許可例外 STA のもとでの各出荷と同時に、輸出者(又は、該当する場合、再輸出者若しくは譲渡人)は、当該出荷が許可例外 STA に基づいて行われたことを書面で荷受人に通知しなければならない。</p>

(参考) カントリー・グループ

A:1	旧ココム加盟国	オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、トルコ、英国、米国(17 各国)
	協力国	オーストリア、フィンランド、ホンコン、韓国、ニュージーランド、スウェーデン、スイス(7 各国)
A:2	MTCR 参加国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ロシア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国(35 各国)
A:3	AG 参加国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国(40 各国)
A:4	NSG 参加国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、キプロス、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、日本、カザフスタン、韓国、ラトビア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国(40 各国)
B		旧共産圏諸国(D:1)以外の全ての国(174 各国)
D:1	旧共産圏諸国	アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ビルマ、カンボジア、中国、グルジア、イラク、カザフスタン、北朝鮮、キルギスタン、ラオス、リビア、マカオ、モルドバ、モンゴル、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ、ウズベキスタン、ベトナム(22 各国)
D:2	核拡散懸念国	キューバ、イラン、イラク、イスラエル、北朝鮮、リビア、パキスタン(7 各国)
D:3	生物・化学兵器拡散懸念国	アフガニスタン、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ビルマ、中国、キューバ、エジプト、グルジア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、北朝鮮、クウェート、キルギスタン、レバノン、リビア、マカオ、モルドバ、モンゴル、オマーン、パキスタン、カタール、ロシア、サウジアラビア、シリア、台湾、タジキスタン、トルクメニスタン、UAE、ウズベキスタン、ベトナム、イエメン(36 各国)
D:4	ミサイル拡散懸念国	バーレーン、中国、エジプト、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、北朝鮮、クウェート、レバノン、リビア、マカオ、オマーン、パキスタン、カタール、サウジアラビア、シリア、UAE、イエメン(19 各国)
E:1	テロ支援国	キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリア(5 各国)
E:2	米国制裁	キューバ

(参考) EAR § 744 Supplement No.3 に掲載された国

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア(サンマリノ及び教皇庁を含む)、日本、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国(22 各国)